

(証券コード4834)
平成27年8月11日

株 主 各 位

札幌市中央区北五条西五丁目7番地

キャリアバンク株式会社

代表取締役社長 佐藤 良雄

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月25日(火曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月26日(水曜日)午前10時
 2. 場 所 札幌市中央区北五条西五丁目7番地
当社本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目 的 事 項 第28期(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.career-bank.co.jp>)に掲載させていただきます。

会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第28期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、平成26年4月の消費税増税による駆け込み需要の反動により、年度前半は個人消費に弱い動きが見られましたが、その後の景気は緩やかな回復基調が続き、年度後半までには流通業や宿泊業などの非製造業に景況感の改善が見られるようになりました。

一方、雇用情勢について、有効求人倍率は今年2月に24年ぶりとなる1.2倍を超え、完全失業率も直近の5月は3.3%となるなど回復基調で推移しております。

この様な環境のもと、当社は企業と人材を繋ぐ役割と機能を果たすため、質の高い人材サービスの提供を通じて双方が求めるニーズに応えてまいりました。当事業年度も北海道の市場を基盤としながらも、東北地方の拠点化に伴い、雇用環境の改善を念頭に企業業績の拡大と地域の活性化に向けた業務を推進し、収益の拡大を目指してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績については、売上高は4,685,754千円（前事業年度比8.9%増）、経常利益は138,074千円（同88.3%増）、当期純利益は53,628千円（同30.0%増）となりました。

事業の種類別の業績は次のとおりであります。

人材派遣関連事業においては、コールセンターへの派遣及び大口の事務処理業務の受託も伸び、加えて新規顧客への営業も順調に推移し業績に大きく貢献しました。医療系派遣においては、長く受託していた公立病院の業務を落札することができず、新たに病院からの受託を積み上げたものの売上及び利益とも前事業年度を下回りました。販売派遣については、大手量販食品スーパー・家電量販店への派遣及びアパレルメーカーからの請負業務が好調に推移しました。また、カード会員の獲得業務も底堅く、売上及び利益とも前事業年度を上回りました。この結果、売上高3,269,465千円（前事業年度比8.8%増）、営業利益324,321千円（同17.6%増）となりました。

人材紹介事業においては、企業からの求人ニーズの高まりから、積極的に人材提案を行い成約件数を伸ばすことができましたが、医療系の人材紹介において医師・薬剤師・看護師等の人材確保が思うように進まず前事業年度を下回りました。この結果、売上高121,415千円（前事業年度比2.6%減）、営業利益39,825千円（同12.4%減）となりました。

再就職支援事業においては、若年未就職者及び女性に対する就職支援業務事業と長期失業者への就職支援事業を北海道、岩手県及び宮城県の3地域において受託しました。また、新たに拠点を開設した山形県においても雇用対策事業を受託することができたことにより、売上及び利益とも前事業年度を上回りました。この結果、売上高1,216,076千円（前事業年度比20.5%増）、営業利益161,975千円（同66.8%増）となりました。

その他（語学研修事業）においては、中国との外交関係が改善の兆しはみえるものの、中国での営業拡大には未だ手控え感が強く中国赴任者が増加に転じる状況には至っておらず、受講生の増加を見込めない状況が続いております。また、前事業年度に計上していた施設管理業務の受託が平成26年3月末に終了しているため、売上及び利益は前事業年度を下回りました。この結果、売上高78,796千円（前事業年度比51.8%減）、営業損失18,040千円（前事業年度は営業損失571千円）となりました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前事業年度比
人材派遣関連事業	3,269,465	69.8%	108.8%
人材紹介事業	121,415	2.6%	97.4%
再就職支援事業	1,216,076	25.9%	120.5%
その他	78,796	1.7%	48.2%
合計	4,685,754	100.0%	108.9%

② 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備の新設等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の権利行使により37,400株の新株式を発行（1株当たり払込金額610円）し、総額22,814千円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

期 別 区 分	第 25 期 (平成24年5月期)	第 26 期 (平成25年5月期)	第 27 期 (平成26年5月期)	第28期(当事業年度) (平成27年5月期)
売 上 高	4,442,007	3,970,323	4,301,009	4,685,754
経 常 利 益	86,340	69,524	73,324	138,074
当 期 純 利 益	42,150	41,147	41,239	53,628
1株当たり当期純利益	4,410円91銭	4,305円92銭	43円16銭	56円08銭
総 資 産	1,217,532	1,320,447	1,622,970	1,768,862
純 資 産	495,496	541,258	578,673	661,111
1株当たり純資産額	51,365円03銭	55,813円99銭	597円47銭	665円77銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は平成25年11月1日開催の取締役会において、平成25年12月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エコミック	244,822千円	51.5%	給与計算業務等
栄光信息技术(青島)有限公司	2,000千円	51.5% (51.5%)	給与計算業務等
株式会社セールスアウトソーシング	97,000千円	73.9%	アウトソーシング事業

(注) 議決権比率の()内は間接所有で内数であります。

② 企業結合の成果

当社の子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

当連結会計年度の売上高は、6,047,229千円(前連結会計年度比11.1%増)、当期純利益は76,685千円(同50.3%増)であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、「信頼のお付き合いをモットーに社会のブレンたらん」を経営理念に掲げ、顧客ニーズの変化をいち早く察知し、常に新しいサービスを探り求め、人材及び企業に対し最適なサービスを提供することにより、社会貢献をしております。

わが国の景気は緩やかな回復基調が続いており、企業収益の好調さから雇用環境の更なる改善につながるものと思われまます。

日本経済社会の情勢及び景況感から、労働力不足が懸念材料として挙げられます。予測される労働力不足を補うためには、若年未就職者・高齢者の雇用機会の創出や、女性が活躍できる就業スタイルの工夫並びに海外労働力の移入などの観点を、大局的な課題として捉えています。

このような環境下において当社は次の課題に取り組んでまいります。

人材派遣関連事業（関東）及び人材紹介事業においては、既存顧客とより信頼関係を深め経営上の問題点の把握とその問題解決に必要な人材の提供を迅速に行ってまいります。特に人材派遣関連事業は女性の職場進出を促す施策とも合致し積極的に事業の拡大を目指してまいります。また、6月に衆議院で可決された労働者派遣法の改正案は派遣労働者への研修の強化と正社員化への取り組みを求めています。改正労働者派遣法の施行を視野に入れ、これらに対応する体制作りも課題といえます。また、国際人材の活用については既に提携している中国・東南アジアの人材会社との情報交換を重ね、国内への導入モデルを検討します。

登録者の確保についてはインターネットを駆使した効果的な募集方法の検証と当社への登録のメリットを未登録者へ強く印象付け、登録を促すよう引き続き努力してまいります。

再就職支援事業においては既に北海道・東北において行政官庁からの雇用対策事業を受託しています。労働者不足を解消するためにも対象となる若年者・女性・高齢者の就職支援を強化し就職につなげていく必要があります。また現在、札幌市より生活困窮者への就職支援事業を受託していますが、他の行政官庁からの発注も増えることが予想されます。これらの事業の受託に向け積極的な情報収集と営業活動が課題といえます。

第29期はこれらの課題に積極的に取り組み、増収増益を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年5月31日現在）

事業区分	事業の内容
人材派遣関連事業	労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業、病院・クリニック・介護施設等に特化した各種人材サービスの提案、百貨店・量販店・通信関連等の営業並びに販売等の業務の受託を行っております。
人材紹介事業	職業安定法に基づく有料職業紹介事業として、中途採用者の紹介及び採用コンサルティング業務を行っております。
再就職支援事業	企業の雇用調整等、労務に関するコンサルティング並びに人材の教育、転職サポート、求人開拓等再就職支援事業を行っております。
その他	語学研修事業を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年5月31日現在）

本社	札幌市中央区
支店	北海道函館市、北海道旭川市、北海道帯広市

(7) 使用人の状況（平成27年5月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306名	10名増	45歳8ヶ月	4年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数には、社外から当社への出向者を含んでおりますが、パート社員は含まれておりません。
2. 使用人数が前事業年度末に比較して増加した理由は、主に官公庁からの緊急雇用対策事業の受託に伴い新規採用を行ったためであります。

(8) 主な借入先の状況（平成27年5月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	400,000千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円
株式会社三井住友銀行	61,820千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年5月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,280,000株

(2) 発行済株式の総数 993,000株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は37,400株増加しております。

(3) 株主数 1,120名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 藤 良 雄	386,700株	38.94%
株 式 会 社 エ ス ・ ジ ー ・ シ ー	103,900	10.46
株 式 会 社 S A T O - G R O U P	36,800	3.70
斎 藤 良 正	30,000	3.02
万 徳 正 男	25,000	2.51
株 式 会 社 北 洋 銀 行	24,000	2.41
キ ャ リ ア バ ン ク 従 業 員 持 株 会	16,000	1.61
中 川 均	13,600	1.36
木 戸 孝 紀	13,100	1.31
土 屋 公 三	12,500	1.25

（注）自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤良雄	労働保険事務組合労働事務指導協会理事長、労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長、職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長、S A T O行政書士法人代表社員、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役社長
常務取締役	新谷隆俊	第1営業部長、株式会社エコミック監査役
取締役	中川均	経営管理部長
取締役	益山健一	第3営業部長
取締役	橋本正太	経理財務部長、株式会社セールスアウトソーシング取締役
取締役	蜂谷忠義	第5営業部長
常勤監査役	小泉直嗣	
監査役	土屋公三	株式会社土屋ホールディングス取締役会長
監査役	岡田実	

- (注) 1. 監査役土屋公三氏及び監査役岡田実氏は、社外監査役であります。
 2. 当社は、監査役土屋公三氏及び監査役岡田実氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 平成26年8月27日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって、監査役松田一敬氏は辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	
取 締 役 (うち社外取締役)	49,887 (-)	48,617 (-)	1,270 (-)	6名 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,210 (750)	6,210 (750)	- (-)	4名 (3)
合 計 (うち社外役員)	56,097 (750)	54,827 (750)	1,270 (-)	10名 (3)

- (注) 1. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。
- (1) 取締役の報酬等の限度額
- ① 年額80,000千円以内（平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会決議）
 使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
 ② 年額30,000千円以内（平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会決議）
 上記①とは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。
- (2) 監査役の報酬等の限度額
- ① 年額10,000千円以内（平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会決議）
 ② 年額10,000千円以内（平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会決議）
 上記①とは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。
2. 監査役の報酬等の額には、平成26年8月27日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役土屋公三氏は、株式会社土屋ホールディングスの取締役会長であります。なお、当社は同社との間に人材派遣の取引関係があります。

- ② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
監査役 土屋 公三	当事業年度に開催された取締役会23回のうち12回に出席し、監査役会6回のうち3回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 松田 一敬	当事業年度において、平成26年8月27日退任までに開催された取締役会5回のうち4回に出席し、監査役会2回のうち2回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 岡田 実	平成26年8月27日就任以降に開催された取締役会17回のうち13回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び過去の報酬実績を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループは、共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
 - b. 「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。また、経営管理部はコンプライアンスに関する研修等を実施し周知徹底・推進を図る。
 - c. 内部監査室は各部門における法令、定款及び諸規程の遵守状況を監査し、内部統制事務局は内部統制の有効性を評価し、社長に報告する。
 - d. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を確立する。
 - e. 金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「内部統制評価基本規程」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
 - f. 反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切な対応を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役及び使用人の職務執行に係る情報については、各種社内規程を整備し適切に作成、保存又は廃棄を行う。
 - b. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「取締役会規程」、「文書取扱規程」等において規定された期間とする。
 - c. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報又は文書を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会及び経営会議等において、当社及び当社グループの事業活動に関するリスクを定期的又は必要に応じて把握・評価し、リスク管理体制の整備・見直しを行う。
 - b. リスク管理に関する社内規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、社内規程等に則り、損害・影響等を最小限にとどめるための手段を講じるよう努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。また、迅速かつ慎重な意思決定をするため、経営会議を組織し、審議・決議を行う。
 - b. 「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう整備する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、子会社の経営に関して各社の自主性を尊重しつつ、子会社の情報は当社で集約並びに管理し業務遂行状況を把握するとともに、透明性のある適切な経営管理に努める。
 - ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項については、定期的又は適時に子会社より報告を受け、事前協議を行う体制を構築する。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社において「リスク管理規程」を制定し、当社グループの想定されるリスクに応じた有事の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
 - ロ. 上場子会社は、自らリスク管理を行い、そのリスク管理の状況について、定期的又は必要に応じて当社に報告する体制を整備する。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 子会社における迅速かつ効率的な意思決定を確保するため、子会社は取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。
 - ロ. 子会社は、子会社の社内規程に基づき、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう整備する。
 - d. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役及び使用人は、当社グループ共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」及び社内規程を制定し周知徹底を図る。
 - ロ. 子会社には必要に応じて取締役又は監査役を派遣し、子会社における経営全般に対する把握・監督に努める。
 - ハ. 当社の内部監査室は子会社における内部監査を実施し、当社の内部統制事務局では子会社の内部統制の有効性を評価する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員を配置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の補助業務にあたる使用人(以下、「補助使用人」という。)は監査役の指示に従い職務を行い、その期間は取締役からの指揮命令を受けないものとする。
 - b. 監査役の補助使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の意見を尊重する。
 - c. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 監査役はその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役及び使用人は監査役監査への理解を深め、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めるものとする。
 - b. 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設け、補助使用人がその場に参加できるように整備する。
 - c. 内部監査室及び内部統制事務局は監査役と緊密な連携を保つとともに、監査役は必要に応じて内部監査室及び内部統制事務局に調査を求めることができるものとする。
 - d. 監査役及び補助使用人は、必要に応じて、弁護士及び会計監査人等より監査業務に関する助言を受けることができるよう整備する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って当社グループの取締役及び使用人から報告を受ける。
 - b. 監査役は、「監査役会規程」等に基づき当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - c. 当社グループの取締役及び使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - d. 内部監査室は監査計画及び監査結果を、内部統制事務局は評価実施計画及び評価実施結果を監査役に報告する。
 - e. 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁償を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要であると認められた場合に限り、所定の手続に従いこれに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社グループは、共通の経営理念に基づき、当社グループ各社が社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」及び社内規程を定め、周知徹底を図っております。
当事業年度は、期初に開催される年度方針発表会において、コンプライアンス及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムに関する啓蒙を行い、年度の教育計画に基づきコンプライアンス等の教育研修を実施いたしました。
- ② リスク管理に関する取組みとしては、取締役会において当社グループ各社における情報共有を図り、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを把握・評価し、必要に応じて対応を行いました。
反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団等排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。
- ③ 監査役の監査については、監査役と代表取締役との会合、会計監査人、内部監査室及び内部統制事務局との会合を定期的に継続して実施しております。また、常勤監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べ、取締役の職務執行について監査を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
1,305,565	959,542
現金及び預金	買掛金
773,542	27,453
売掛金	短期借入金
509,400	400,000
前払費用	一年以内返済予定長期借入金
19,173	21,580
繰延税金資産	未払金
7,016	35,089
その他	未払費用
2,416	240,369
貸倒引当金	未払法人税等
△5,983	43,736
固 定 資 産	前受金
463,296	4,929
有形固定資産	預り金
34,006	34,602
建物付属設備	未払消費税等
13,604	149,167
車両運搬具	その他
1,436	2,614
器具及び備品	固 定 負 債
18,215	148,208
その他	長期借入金
750	140,240
無形固定資産	繰延税金負債
21,381	4,998
ソフトウェア	その他
5,105	2,970
のれん	負 債 合 計
11,901	1,107,750
その他	純 資 産 の 部
4,374	株 主 資 本
投資その他の資産	資 本 金
407,909	618,472
投資有価証券	資 本 剰 余 金
103,395	63,240
関係会社株式	資本準備金
232,893	63,240
出資金	利 益 剰 余 金
13,060	298,991
敷金及び保証金	利益準備金
51,629	9,566
その他	その他利益剰余金
6,930	289,425
資 産 合 計	繰越利益剰余金
1,768,862	289,425
	評価・換算差額等
	42,639
	その他有価証券評価差額金
	42,639
	純 資 産 合 計
	661,111
資 産 合 計	負 債 純 資 産 合 計
1,768,862	1,768,862

損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,685,754
売 上 原 価		3,779,517
売 上 総 利 益		906,236
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		772,447
営 業 利 益		133,789
営 業 外 収 益		
受 取 賃 貸 料	17,081	
受 取 配 当 金	7,224	
そ の 他	3,155	27,461
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,095	
賃 貸 費 用	17,801	23,176
経 常 利 益		138,074
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,425	2,425
特 別 損 失		
減 損 損 失	48,203	
そ の 他	11	48,215
税 引 前 当 期 純 利 益		92,283
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	56,103	
法 人 税 等 調 整 額	△17,448	38,655
当 期 純 利 益		53,628

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	242,181	49,181	49,181	8,515	247,359	255,874	547,237
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	14,059	14,059	14,059				28,118
剰 余 金 の 配 当				1,051	△11,562	△10,511	△10,511
当 期 純 利 益					53,628	53,628	53,628
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	14,059	14,059	14,059	1,051	42,065	43,116	71,235
当 期 末 残 高	256,240	63,240	63,240	9,566	289,425	298,991	618,472

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計		
当 期 首 残 高	23,706	23,706	7,729	578,673
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			△5,304	22,814
剰 余 金 の 配 当				△10,511
当 期 純 利 益				53,628
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18,933	18,933	△2,425	16,507
当 期 変 動 額 合 計	18,933	18,933	△7,729	82,438
当 期 末 残 高	42,639	42,639	—	661,111

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8～15年

車両運搬具 6年

器具及び備品 5～10年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

38,079千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,503千円

短期金銭債務 891千円

(4) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権債務

短期金銭債務 1,340千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 (2) 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
—	—	のれん

当社は、管理会計上の区分を基礎とし、グルーピングを行っております。

当事業年度において、平成25年6月に事業譲受けにより開始した語学研修事業について、その後の事業環境の変化等により事業の収益性が当初の見込みに対し大きく乖離する状況となりました。このため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(48,203千円)として計上いたしました。その内訳は、のれん48,203千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.6%で割り引いて算定しております。

- (3) 関係会社との取引高 営業取引による取引高
- | | |
|-----------------|----------|
| 売上高 | 25,416千円 |
| 売上原価 | 11,933千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,603千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 5,344千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 (2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	955,600	37,400	—	993,000
合 計	955,600	37,400	—	993,000

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は37,400株増加し、993,000株となっております。

- (3) 自己株式の数に関する事項
 該当事項はありません。
- (4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年8月27日開催の第27期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 10,511千円
- ・ 1株当たり配当額 11円
- ・ 基準日 平成26年5月31日
- ・ 効力発生日 平成26年8月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
 平成27年8月26日開催予定の第28期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 11,916千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 12円
- ・ 基準日 平成27年5月31日
- ・ 効力発生日 平成27年8月27日

- (5) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
 該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,293千円
未払事業所税	767
未払法定福利費	997
貸倒引当金	1,957
減損損失	14,357
投資有価証券評価損	6,113
その他	1,312
繰延税金資産小計	28,800
評価性引当額	△7,426
繰延税金資産合計	21,373
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	19,355
繰延税金負債合計	19,355
繰延税金資産（負債）の純額	2,018
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	7,016千円
固定負債－繰延税金負債	4,998

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.30%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.02
住民税均等割等	2.76
留保金課税	4.05
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	0.49
株式報酬費用	△2.10
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.05
その他	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担額	41.89

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）並びに「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.30%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.78%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.01%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が100千円、法人税等調整額が1,889千円、その他有価証券評価差額金が1,989千円それぞれ増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定して行っており、銀行借入金等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、主に本社事務所の賃借契約に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程及びマニュアルに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、貸主ごとに残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握することにより、リスクの軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は含まれておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	773,542千円	773,542千円	－千円
(2) 売掛金	509,400		
貸倒引当金（※）	△5,932		
	503,467	503,467	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	76,007	76,007	－
(4) 関係会社株式	157,276	280,987	123,710
(5) 敷金及び保証金	51,629	51,480	△149
資 産 計	1,561,922	1,685,484	123,561
(1) 買掛金	27,453千円	27,453千円	－千円
(2) 短期借入金	400,000	400,000	－
(3) 長期借入金（一年内含む）	161,820	162,116	296
(4) 未払金	35,089	35,089	－
(5) 未払費用	240,369	240,369	－
(6) 未払法人税等	43,736	43,736	－
(7) 前受金	4,929	4,929	－
(8) 預り金	34,602	34,602	－
(9) 未払消費税等	149,167	149,167	－
負 債 計	1,097,167	1,097,463	296

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 (4) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらは、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価額により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (4) 未払金 (5) 未払費用 (6) 未払法人税等

(7) 前受金 (8) 預り金 (9) 未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（一年内含む）

時価は元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式(※1)	27,388
関係会社株式 非上場株式(※1)	75,617
出資金(※2)	13,060

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」及び「(4) 関係会社株式」には含めておりません。

(※2)出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価しておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏 名	資本金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	佐藤良雄	-	当 社 代 表 取 締 役 社 長 職業訓練法人キ ャリアバンク職 業訓練協会会長	(被所有) 直接38.9 間接14.9	職業訓練法人キ ャリアバンク職 業訓練協会に対 する施設の転貸	施 設 の 貸 転 (注) 1	8,615	-	-
					-	新 株 予 約 権 行 使 (注) 2	14,811	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練を行う協会であります。同協会との取引は当社代表取締役社長佐藤良雄が同協会の代表者として行った取引であり、取引条件及び取引条件の決定方針は他の一般取引先と同様であります。なお、「取引金額」には消費税等は含まれておりません。

2. 第3回新株予約権の権利行使であり、行使価額は1株につき610円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 665円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56円08銭 |

9. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年7月17日

キャリアバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 香 川 順 ⑧
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアバンク株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月24日

キャリアバンク株式会社	監査役会
常勤監査役 小 泉 直 嗣	Ⓔ
社外監査役 土 屋 公 三	Ⓔ
社外監査役 岡 田 実	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益還元を経営上の重要な課題と考えておりますが、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に応じて株主の皆様に対し安定した配当を維持していくことを利益配分に関する基本方針としております。

第28期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は11,916,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年8月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されましたので、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。~~なお、定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 提案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第31条 [条文省略]</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>（監査役の責任免除） 第42条 [条文省略]</p> <p>2. 当会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第31条 [現行どおり]</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>（監査役の責任免除） 第42条 [現行どおり]</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、 (重 要な兼 職の状 況)	当社における地位及び担当 (重 要な兼 職の状 況)	所 有 す る の 株 式 数
1	さとうよしお 佐藤良雄 (昭和28年3月2日生)	昭和52年2月 佐藤良雄行政書士事務所設立所長就任 昭和54年8月 労働保険事務組合労務事務指導協会理事長就任（現任） 昭和59年12月 労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長就任（現任） 昭和62年11月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 平成9年4月 株式会社エコミック設立代表取締役社長就任 平成11年7月 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長就任（現任） 平成14年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立代表取締役社長就任 平成16年8月 S A T O行政書士法人設立代表社員就任（現任） 平成18年5月 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役会長就任 平成22年8月 同社代表取締役社長就任（現任）	佐藤良雄行政書士事務所設立所長就任 労働保険事務組合労務事務指導協会理事長就任（現任） 労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長就任（現任） 当社設立代表取締役社長就任（現任） 株式会社エコミック設立代表取締役社長就任 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長就任（現任） 株式会社セールスアウトソーシング設立代表取締役社長就任 S A T O行政書士法人設立代表社員就任（現任） 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役会長就任 同社代表取締役社長就任（現任）	386,700株
2	しんやたかとし 新谷隆俊 (昭和31年4月3日生)	昭和55年4月 株式会社アベックス入社 平成2年8月 当社入社 平成8年7月 当社取締役就任 平成12年6月 当社取締役営業部長 平成14年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立監査役就任 平成15年5月 株式会社エコミック監査役就任（現任） 平成16年10月 当社取締役第2営業部長 平成19年11月 当社取締役第1営業部長兼第2営業部長 平成20年6月 当社取締役第1営業部長 平成21年8月 当社常務取締役就任 第1営業部長 平成23年6月 当社常務取締役兼第5営業部長 平成24年6月 当社常務取締役兼第1営業部長 平成26年6月 当社常務取締役第1営業部長兼第2営業部長 平成27年6月 当社常務取締役第1営業部長（現任）	株式会社アベックス入社 当社入社 当社取締役就任 当社取締役営業部長 株式会社セールスアウトソーシング設立監査役就任 株式会社エコミック監査役就任（現任） 当社取締役第2営業部長 当社取締役第1営業部長兼第2営業部長 当社取締役第1営業部長 当社常務取締役就任 第1営業部長 当社常務取締役兼第5営業部長 当社常務取締役兼第1営業部長 当社常務取締役第1営業部長兼第2営業部長 当社常務取締役第1営業部長（現任）	11,600株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当	所有する 株式の数
3	なかがわ ひとし 中川 均 (昭和30年7月4日生)	昭和57年5月 昭和63年2月 平成6年7月 平成12年5月 平成12年8月 平成14年7月 平成16年10月 平成18年10月 平成20年6月 平成22年6月 平成25年6月	株式会社ステージガイド札幌入社 当社入社 当社取締役就任 営業部長 株式会社エコミック取締役就任 当社常務取締役就任 株式会社セールスアウトソーシング設立取締役就任 当社常務取締役第1営業部担当 当社取締役経営企画室長 当社取締役第2営業部長兼経営企画室長 当社取締役経営企画室長 当社取締役経営管理部長(現任)	13,600株
4	ますやま けんいち 益山 健一 (昭和44年8月8日生)	平成4年4月 平成14年3月 平成15年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年10月 平成17年8月 平成18年10月 平成19年11月	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 同行札幌法人営業部長代理 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会入社 管理企画室長 当社入社 再就職支援事業雇用創出グループ課長 当社再就職支援事業雇用創出グループ次長 当社執行役員就任 第3営業部長 当社取締役就任 第3営業部長 当社取締役第1営業部長兼第3営業部長 当社取締役第3営業部長(現任)	600株
5	はしもと しょうた 橋本 正太 (昭和43年7月5日生)	平成6年4月 平成12年9月 平成17年6月 平成20年6月 平成21年8月 平成23年8月 平成24年8月 平成25年6月	株式会社北日本工事測量入社 当社入社 管理部総務係長 当社管理部財務経理課長 当社管理部次長 当社執行役員就任 管理部長 当社取締役就任 管理部長 株式会社セールスアウトソーシング取締役就任 管理部長(現任) 当社取締役経理財務部長(現任)	1,700株
6	はちや ただよし 蜂谷 忠義 (昭和32年5月19日生)	昭和57年4月 平成10年3月 平成13年3月 平成13年10月 平成17年6月 平成24年6月 平成24年8月 平成25年8月	株式会社サンクスアンドアソシエイツ入社 同社運営総務部シニアマネージャー 同社人事部シニアマネージャー 当社入社 人材派遣事業部課長 当社第2営業部再就職支援事業次長 当社第5営業部長 当社執行役員就任 第5営業部長 当社取締役就任 第5営業部長(現任)	1,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、 (重 要な兼職の 状況)	社における地位及び担当 の状況)	所有する 株式の数
7	※ 濱 だ やす 康 行 はま だ やす けい ぎ (昭和23年3月12日生)	平成3年4月 北海道大学経済学部教授 平成9年4月 同大学総長補佐 平成15年4月 北海道大学先端科学研究センター教授(併任) 平成16年4月 京都大学経営管理大学院寄付講座教授(併任) 平成22年4月 北海道大学名誉教授 平成22年4月 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部学長 平成26年4月 道都大学長・理事長 平成26年12月 公益財団法人はまなす財団理事長(現任)		—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 佐藤良雄氏は、労働保険事務組合労務事務指導協会の理事長であり、当社は同組合へ労働保険事務を委託しております。また、同氏は職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会の会長であり、当社は同協会との間に研修施設の転貸等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 濱田康行氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
5. 濱田康行氏は、学識経験者として、特に経済・金融分野における専門的知識及び経験等を有しているため、業務執行のモニタリング等により当社経営全般に活かしていただけたと考え、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 濱田康行氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役小泉直嗣氏及び土屋公三氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	※ 新実 隆 (昭和23年2月29日生)	昭和45年4月 株式会社北酒連(現シュレン国分株式会社)入社 平成4年4月 同社苫小牧支店長 平成10年4月 同社酒類部長 平成14年6月 同社執行役員函館支社長 平成16年6月 同社執行役員広域営業本部長 平成18年4月 同社執行役員内部監査部長(米国企業改革法(U-S-O-X法)評価担当) 平成19年10月 同社監査担当部長 平成20年3月 当社入社 管理部J-SOX担当 平成23年6月 当社経営企画室副室長 平成25年8月 当社第4営業部長(現任)	—
2	つちやこうぞう 土屋公三 (昭和16年8月1日生)	昭和51年9月 株式会社土屋ホーム(現株式会社土屋ホールディングス)設立代表取締役社長就任 昭和61年10月 株式会社土屋ツーバイホーム設立代表取締役社長就任(現取締役) 平成12年8月 当社監査役就任(現任) 平成13年11月 株式会社土屋ホーム(現株式会社土屋ホールディングス)代表取締役会長就任 平成23年1月 株式会社土屋ホールディングス取締役会長就任(現任)	12,500株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 土屋公三氏は、株式会社土屋ホールディングスの取締役会長であり、当社は同社との間に人材派遣の取引関係があります。
 3. 新実隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 土屋公三氏は、社外監査役候補者であります。
 5. 土屋公三氏は、上場会社である株式会社土屋ホールディングスの取締役会長であり、これまで培ってきた豊富な知識と経験を有しているため、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 6. 土屋公三氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年です。
 7. 当社は土屋公三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、新実隆氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 8. 当社は土屋公三氏を、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北五条西五丁目 7 番地sapporo55
当社本社会議室
電話 (011) 251-3373



交通のご案内

- JR札幌駅より徒歩2分
- 地下鉄札幌駅より徒歩2分